

技術基準策定手順書 (供用適性評価規格委員会承認 平成 19 年 月 日) 改正案	技術基準策定手順書 (供用適性評価規格委員会承認 平成 19 年 8 月 1 日) 現 行
<p>第 1 条 ~ 第 1 4 条 略</p> <p>(委員会の書面投票)</p> <p>第 1 5 条 規程第 1 9 条第 3 項の書面投票は、<u>次のいずれかの方法により行うものとする。</u></p> <p><u>( 1 ) 議案、必要に応じて補足資料及び様式第 7 の投票用紙を委員に配付(電子メール等による電子媒体でのものを含む。)し、当該投票用紙に委員本人が必要事項を記入したうえでの書面による返信</u></p> <p><u>( 2 ) 高圧ガス保安協会技術委員・規格委員専用サイトの投票システムによる投票</u></p> <p>2 <u>前項第 1 号又は第 2 号の書面投票結果は、事務局にて保管しなければならない。なお、保管期間は永久とする。</u></p> <p>第 1 6 条 ~ 第 2 3 条 略</p> <p>(手順書の承認等)</p> <p>第 2 4 条 本手順書の承認、変更又は廃止は、委員会の決議を要する。</p> <p>2 前項の決議は、規程第 1 9 条第 5 項によらなければならない。</p>	<p>第 1 条 ~ 第 1 4 条 略</p> <p>(委員会の書面投票)</p> <p>第 1 5 条 規程第 1 9 条第 3 項の書面投票は、<u>議案、必要に応じて補足資料及び様式第 7 の投票用紙を委員に配付(電子メール等による電子媒体でのものを含む。)し、当該投票用紙に委員本人が必要事項を記入したうえで書面により返信することにより行うものとする。</u></p> <p>2 <u>返信された書面投票結果は、事務局にて保管しなければならない。なお、保管期間は永久とする。</u></p> <p>第 1 6 条 ~ 第 2 3 条 略</p> <p>(手順書の承認等)</p> <p>第 2 4 条 本手順書の承認、変更又は廃止は、委員会の決議を要する。</p> <p>2 前項の決議は、規程第 1 9 条第 5 項によらなければならない。</p>